

住宅ローン減税等の住宅取得等促進策に係る所要の措置 (所得税等)

別紙1

2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、世帯構成の変化等を踏まえ、幅広い住まいの選択肢を提供するため、住宅ローン減税を5年間延長するとともに、質の高い既存住宅の借入限度額・控除期間の拡充や床面積要件の緩和等を行う。

控除率：0.7%

		2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	
借入限度額・控除期間	長期優良住宅 ・低炭素住宅	新築	4,500万円 (5,000万円) × 13年				
		既存	3,500万円 (4,500万円) × 13年				
	ZEH水準省エネ住宅	新築	3,500万円 (4,500万円) × 13年				
		既存	3,500万円 (4,500万円) × 13年				
	省エネ基準適合住宅	新築	2,000万円 (3,000万円) × 13年	- (支援対象外) 〔ただし、2027年末までに建築確認を受けたもの等は2,000万円 × 10年〕			
		既存	2,000万円 (3,000万円) × 13年				
	その他住宅	新築	- (支援対象外)				
		既存	2,000万円 × 10年				
	所得要件		2,000万円				
	床面積要件		40㎡以上 (ただし、所得1,000万円超の者及び子育て世帯等への上乗せ措置利用者は50㎡以上)				
立地要件		(令和10年以降入居分) 土砂災害等の災害レッドゾーン*の新築住宅は適用対象外 (建替え・既存住宅・リフォームは適用対象)					

- ※ 借入限度額のカッコ内は、子育て世帯等 (= 「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」) に適用される借入限度額
- ※ 買取再販住宅は、新築住宅と同等の支援水準、リフォームの借入限度額・控除期間は、2,000万円、10年
- ※ 災害レッドゾーン： 土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域
災害危険区域 (都市再生特別措置法に基づく勧告に従わないものとして公表の対象となった場合に限る)